

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

但し、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

但し、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

但し、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 取得原価

但し、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における時価法

イ 市場価格のないもの 取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における時価法

イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

..... 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

..... リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不納見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不納見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

但し、重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修理や改良が、通常の維持管理費や損壊した場合の原状回復である場合は修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

損失補償等引当金に計上した額については、次のとおりです。

株式会社 レインボーライン	2,120千円
---------------	---------

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。
一般会計
農業者労働災害共済事業特別会計
町営住宅等特別会計
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次の通りです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	14.8%
将来負担比率	57.7%
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 0円
- ⑥ 繰り越し事業に係る将来の支出予定額 138百万円
- ⑦ 過年度修正等に関する事項
該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 平成28年度決算より統一的な基準による財務書類の作成を開始しております。
- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次の通りです。

標準財政規模	6,360百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,123百万円
将来負担額	16,162百万円
充当可能基金額	3,878百万円
特定財源見込額	76百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	9,185百万円
- ③ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 150百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支(支払利息支出を除く)	1,706百万円
投資活動収支(基金取崩収入及び基金積立支出を除く)	△ 1,452百万円
基礎的財政収支	254百万円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,658百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	420百万円
未収債権、未払い債務等の増加(減少)	2百万円
減価償却費	△ 1,641百万円
賞与等引当金繰入額	△ 4百万円
退職手当引当金繰入額	58百万円
徴収不能引当金繰入額	△ 2百万円
資産除売却損等	△ 4百万円
その他	△ 31百万円
純資産変動計算書の本年度差額	456百万円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次の通りです。

一時借入金の限度額 1.5百万円

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下の通りです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産および負債の額

資産: 83百万円 負債: 75百万円